

○議長（小林哲雄）

日程第3 議案第23号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、議案のほうを朗読させていただきます。

議案第23号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月27日提出、開成町長、府川裕一。

今回の税条例ですが、地方税法等の一部を改正する法律、平成26年法律第4号が、平成26年3月31日に交付されたことに伴い、開成町税条例の一部を改正するものです。

それでは、1枚おめくりいただきたいと思います。

開成町条例第 号。開成町税条例の一部を改正する条例。

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

こちらにつきましては、改正後の下線部分を中心にご説明していきたいと思えます。改正後、法人税割の税率、第13条、こちらにつきましては、税条例の税率を「100分の12.1」と改正するものでございます。

次に、町民税の法人税割の税率の特例等、こちらにつきましては、13条で定めました税率に対しまして、特例を設けているものでございます。

13条の2、下線につきましては、第1号の税率と第2号の税率の改正でございます。

第1号、「12.1分の2.4」、第2号、「12.1分の1.2」、こちらにつきましては、13条で税率が変更になりましたので、それにあわせて控除する税額を計算する際の率をこのような形で改正するものでございます。

次に、固定資産税の非課税の申告、第19条の2で、地方自治法の改正に伴いまして、非課税の範囲が拡大される予定でございます。予定と申し上げるのが、非課

税となりますものが、地方税法の348条第2項第10号の中で、「10号の2」と「10号の4」が新たに追加されたことに伴う変更でございまして、小規模保育事業のように供する固定資産と、認定こども園のように供する固定資産の非課税措置というものが新たに追加されたことによるものでございます。

それではこちらになります。19条の2、変更点といたしまして、「第10号の9」までとしてございます。

次に1枚おめくりいただきまして、中段になります。軽自動車税の税率についての改正でございまして、こちらにつきましては、第28条の第1号、原動機付自転車等の中で、アといたしまして、「2,000円」、イといたしまして、「2,000円」、こちらにつきましては、地方税法を改正する法律の中で、2,000円以上とすると。結局、改正後の税率を計算するわけですが、それが2,000円未満となった場合には、2,000円以上にするという規定がございまして、アとイの税率が2,000円という形になってございます。

次にウといたしまして、「2,400円」、エといたしまして、「3,700円」。

第2号といたしまして、軽自動車の中の二輪のもの、こちらが(ア)として記載してございますが、こちらが「3,600円」、イ、三輪のものが「3,900円」、ウとして四輪以上のもの、こちらは乗用のものと貨物のものがそれぞれ営業と自家用で分けて税率を設定されてございますが、乗用のもの、営業のものが「6,900円」、自家用のものが「1万800円」、貨物用のものの営業用、これが「3,800円」、自家用のものが「5,000円」の改正でございまして。

次にイといたしまして、小型特殊自動車、こちらは農耕作業用のものとその他のものに分けてございますが、農耕作業用のものが「2,400円」、その他のものが「5,900円」の改正でございまして。また、二輪の小型自動車、これにつきましては、250ccを超えるものの二輪の小型自動車になりますが「6,000円」の改正になります。

次に附則に移ります。この附則の中では、第13項が、以前下水道法による除外施設のがまち特例の設定がございましたが、今回、これを14項のほうに整備いたしました。13項を新たに新設してございます。

内容といたしましては、耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとするものが、全て申告ということでございます。

こちらにつきましては、国の補助によります家屋の耐震改修、これを行った場合に、一定の要件を満たしている場合につきましては、固定資産税額が2年間2分の1になっているというものでございます。

それでは、内容を読み上げさせていただきます。第13項、法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。ということになってございます。

この後、1号から6号までにつきましては、この申告をする際の必要最低限の情報ということで記載をしてございます。

次に、固定資産税の課税標準の特例、第14号になります。こちらにつきましては、今回の地方税法等の改正の中で、償却資産の分類になりますが、企業さんの持っております各設備、施設等の課税標準の特例について、わがまち特例、従来から特例がありました、これを市町村の実情に応じて税率をある一定の範囲内で条例で決めて変えていくというのがわがまち特例でございまして、このわがまち特例が適用になったことによりまして、今回上程をさせていただいている内容でございます。

14項、法附則第15条第2項第1号、第2号、第3号及び第6号並びに同条第38項に規定する条例で定める割合は、次のとおりとするということで、第1号では、水質汚濁防止法に定める施設・設備の特例割合を3分の1と定めているものでございます。

第2号につきましては、大気汚染防止法に定めます飛散抑制装置等の特例割合を2分の1と定めるものでございます。

第3号につきましては、土壌汚染対策法の規定によって設けます、そういう飛散防止等の設備について、2分の1の特例割合を設けるものでございます。

次の第4号につきましては、改正前では第13号として記載させていただいたものになりますが、下水道法に定めます除外施設の設備について、4分の3の特例を設けたものをこちらに整備させていただいたものでございます。

第5号、こちらにつきましては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定する冷蔵又は冷凍の業務用機器、これは自販機を除きますが、これに係る特例率ということで、4分の3の特例率として定めさせていただいております。

このわがまち特例につきましては、市町村の特殊事情を勘案して、標準税率の前後で税率を定めるということになってございまして、本町におきましては、その特殊事情につきましては、特に該当がないということで、標準の税率を採用させていただいております。

次に、軽自動車税の税率の特例に移りたいと思います。こちらにつきましては、附則の15項の中で、今回の地方税法等の改正に伴いまして、新たに設定されました軽自動車税の重課、これはグリーン制度の関係等によるものでございまして、最初の初年度の軽自動車の登録から13年を経過した、14年目から重課、通常の税率に1.2倍をしましたものを重課として課税をしていくことが地方税法の一部を改正する法律の中で定められておりますけれども、これをこちら附則15項の中で規定しているものでございます。

こちらにつきましては、四輪以上のものにつきまして、ちょっと失礼いたします。失礼いたしました。重課につきましては、三輪以上の軽自動車につきまして重課をするわけですが、こちらについては、第28条第2号のアに規定するもので、3,900円のを4,600円に、6,900円のを8,200円に、1万800円のを1万2,900円に、3,800円のを4,500円に、5,000円のを6,000円に重課する場合の税率を規定しているところでございます。

次に本条例の附則に移りたいと思います。

施行期日。第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第13条及び第13条の2第1項の規定並びに次項の規定につきましては、平成26年10月1日からという形でございます。

第2号、第28条の改正規定並びに附則第8項、この後ちょっと出てまいります、附則第8項及び第11項（改正後の条例（以下「新条例」という。）附則第15項に係る部分を除く。）の規定につきましては、平成27年4月1日からの施行でございます。

第3号、附則に第15項を加える改正規定並びに附則第9項、第10項及び第11項（新条例附則第15項に係る部分に限る。）の規定につきましては、平成28年4月1日からとなります。

第4号につきましては、第19条2第1項の改正規定、これにつきましては、子ども子育て支援法の施行日とさせていただいております。こちらにつきましては、子ども子育て支援法の関係が、平成27年4月1日に施行予定という情報がございまして、日にちはちょっと明記できずに、このような表現とさせていただいているところです。

次に、法人の町民税に関する経過措置、第2項、新条例第13条及び第13条の2、第1項の規定は、全項第1号に係る規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した、事業年度分の法人の町民税及び、同日前に開始した、連結事業年度分の法人の町民税については、なお、従前の例によるということでございます。

固定資産税に関する経過措置といたしまして、第3項、新条例附則第13項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる、同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第4項、新条例附則第14項第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律、附則第15条第2項第1号に規定する施設または設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第5項、新条例附則第14項第2号の規定は、平成26年4月1日以後に取得さ

れる新法附則第15条第2項第2号に規定する施設、または設備に対して課すべき平成27年度分以後の年度分の固定資産税について適用する。

第6項、新条例附則第14項第3号の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設、または設備に対して、課すべき平成27年度以後の年度の固定資産税について適用する。

第7項に入ります前に、おわびと訂正をさせていただきたいと思います。第7項の一番右側のところに、「新法右側」と記載してしまっているんですが、これは「新法附則」の誤りでございます。大変申しわけございません。訂正をお願いをしたいと思います。

それでは、第7項、新条例附則第14項第5号の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

次に軽自動車税に関する経過措置でございます。軽自動車税に関する経過措置につきましては、新しい税率の施行等につきまして、据え置き措置等、あるいは重課の適用等について、複雑な形になってございまして、その部分がこちら附則の第8項から11項までの間で規定させていただいております。

失礼しました。第8項、新条例第28条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお、従前の例による。

第9項、新条例附則第15項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

第10項、平成15年10月14日前に、初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第15項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。ということでございます。こちらにつきましては、平成15年10月14日以前の車検証の様式の中に月の表示が入っていなかったために、この部分については12月に登録があったものとして読み替えなさいという規定でございます。

第11項、平成27年3月31日以前に、初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた、3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第28条及び、新条例附則第15項の規定の適用については、次の表のさらに掲げる規定中、同表の中欄に掲げる軸は、それぞれ同表の右側に掲げる軸とするということでございます。

新条例第28条第2項アにつきましては、ご覧のような形の中で読み替えていくという形でございます。

また、新条例附則第15項の表以外の部分につきましては、これは第28条を開成町税条例の一部を改正する条例、附則第11項の規定により読み替えて適用される第28条とするものでございます。

次に、新条例附則第15項の表第28条第2号アの項につきましては、こちら表の一番下の中欄が右の欄の金額が適用されていくということでございます。この11項につきましては、重課を適用する場合の基礎となる額を、従前の税率となるように明記した部分となっております。

申しわけございません。その前に訂正を一つ行いたいと思います。こちらは、1枚、ちょっと前に戻っていただきたいのですが、1枚前に戻っていただきました、左側のページの第5号のところになりますが、ここに法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合の次に、「は」が入ってございますが、これの削除をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。ミスプリントでございます。規定する条例で定める割合にあつては、4分の3ということでございます。大変申しわけございませんでした。

説明は以上で終わりたいと思います。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、高橋議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。今回の条例改定案の主な内容を含めて質問させていただきたいと思います。提案内容の第1は、法人町民税割の税率引き下げ、これを地方法人税として国税化して、地方交付税財源に充てると、こういうものに受けとめております。

国税化、地方交付税財源化は、地方消費税が大きく係っていると言われているものであります。

自治体財政を消費税頼みに追い込んでいく危険性が見られ、容認できないものとは私は考えているところでございます。

さて、開成町の平成26年度当初予算の町民税予算額は9,549万円で、均等割課税4,539万円、法人税割が約5,000万円を計上する。これは前年度より削減されたと、その当時言われているところでございます。

改正により、町の減収分は、約1,000万円と試算されており、財源確保の面で厳しさが予想されていると受けとめているところでございます。

そこで地方交付税で減収全額が還元される。こういうことを国は言っているわけですがけれども、本当にこれが裏付けされてくるのかどうか、この件について、町の考え方を聞かせていただきたい。どう裏付けされてくるのか、お願いします。

それからもう一点質問させていただきたいと思うのですが、開成町はご承知のように、超過法人税率を大企業中心にいただいているところでございます。超過法人税率は、平成24年度の決算では、595万9,000円と出ております。これは開成町にとって、財政面で貢献しているものというふうには受けとめておりますが、この超過課税に関する所見、これが大幅に今回の税率改正で下げられるということで、非常に財政的に問題があるのではないかと受けとめております。それらの所見

と、適用は26年10月1日ということになっておりまして、そこで今年度の超過課税法人税額、どんなふうに推移を見ているのか。そしてまた、来年度以降のこれらの超過課税、財源の一面を担っている、こういったものが、どう金額的にあらわれてくるのか、この2点、とりあえずお願いします。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

1点目の交付税の関係ですけれども、これは3月でしたっけ、議員の同じような質問で、おっしゃるとおりですけれども、私どもが捉えているのは、基本的に言われた交付税化したものについては、国のほうは、直接交付税の特別会計に繰り入れると言っておりますので、特段法人税の交付税化したものについて、特別何かそういう枠とか、そういうものをつくって、交付税とはならないと解釈していますけれども、今、現時点で。

○議長（小林哲雄）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、法人町民税の超過税率の関係について、お答えをしたいと思います。

本町の法人町民税の中で、超過税率を採用している企業さんというのが、全体の中で1割程度ということになってございます。およそ9割の会社さんにつきましては、標準税率の適用ということの中で、近年、この超過税率を採用しております企業さんの中でも、特に大きなところにつきましては、均等割のみというようなところが多くなっている傾向でございます。このようなところを考えてまいりますと、今回の法人税率の引き下げに伴いまして、多額の法人税割をおさめていた企業が、おさめてこなくなる。おさめてこなくなるというよりは、納税が減少してしまうというような現象、影響というのは余りないのかなというふうには考えているところでございます。

ただ、来年度の予算というもの、まだ、これから見積りをしていくわけではございますが、開成町の状況といたしまして、やはり景気の回復というものは、なかなか実感できてこないというようなところがございまして、来年度につきましても、本年度と同レベルというような考え方でございますが、ただ、今回の法人税割の税率の引き下げにつきましては、本年の10月以降開始される企業さんの事業年度からとなつてございますので、一番早く影響が出てくるのが、来年の9月の決算におきまして、申告が上がってくる来年11月ごろが最初の影響が出てくるころかなと考えておりまして、実際に影響が出てくるのは、恐らく28年度の予算ぐらいに大分影響が出てくるかなと考えてございます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

あと2点質問しておきたいと思います。ほかの議員さんも質問があるかと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、今回の提案の第2としてありますのが、原動機付自転車、バイク、軽自動車の税率改正が出されております。これは町民にとって、増税になるということになるわけで、また、これが非常にさっき課長から説明がありましたけれども、段階的な施行になって、わかりにくいなと実は感じたところでございます。

さて、軽四輪、三輪等を除いた、町の増収分の試算、これは課長に聞いたお話では、約200万円という話が出されているところでございます。平成28年度以降の軽自動車全体で、増税額の概算、これは全てこの法律どおり、28年度以降になると、町民の方の負担増というのは、どのぐらいになってくるのか、もし、試算できるなら教えていただきたいと思います。

ご承知のように、軽自動車は庶民の足になっておりまして、維持費が比較的安いことで、多くの方が歓迎されているということから、問題であるという声を聞いているところでございます。今回出されております、農機具ですか、こういったところまで値上げをされているとか、これを施行されますと、今まで以上に厳しい消費税8%の増税もありますし、大変な状況があると思うんですけれども、町としては、これは地方税法が改正されたから仕方がないというふう在接受とめているのか。国のほうからこういう形で、例えば、町民の負担増というものについては、言うべきときはきちんと言わなきゃいけない大きな形になってきているのではないかなということで、私たちの開成町の状況を見ても、地方財政危機とかに向けて、国に対して批判の、こういった声を上げていくと。それに伴って、今回の例えば、法人町民税割、これは先ほど部長からも答弁がございましたけれども、地方交付税化すると。この根拠というものは、本当に不明確なんです。今までの状況を見て、きた時もそれが満足に出てきたことがないのではないかとこの危惧を持っているから、この点について、やはり慎重に扱う課題だと。税込としては1,000万、高額を町が減るわけですから、一方では、軽自動車税は住民の負担。この辺について、これは国からのいろいろなかわりがございますけれども、これを今回提案しているわけですが、町としてどんな考え方で今回提案しているのか、お答え願えればありがたい。

以上です。

○議長（小林哲雄）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、初めのご質問の関係について、お答えをしていきたいと思ひます。

今回の軽自動車税の改正につきましては、昭和59年3月に条例改正をして以降、全くされてこなかったという状況がござひます。30年にわたり、税率が据え置かれてきていると。この間に、経済情勢もかなり大幅に変わってきている状況ではござひます。また、軽自動車税そのものも昭和59年当時と比較いたしますと、各段

によくなってきているというような状況がございまして、こういう部分、あるいは税金をかける場合の費用関係、こういうものを勘案した中で、今回の税率の引き上げという考えがあると私ども聞いてございますけれども、私ども税金を計算する立場といたしましては、税率の全体的な設定の低さというものにつきましては、もうちょっと何とかならないかなという部分はかねてより持っていたところでございますので、今回の改正につきましては国の地方税法の改正ということではございますけれども、このくらいの引き上げであれば容認できるのかなと考えてございます。

平成26年度の軽自動車税の予算額に対しまして、今後の増収の見込みなのですが、これは据え置きですとか、重課の部分等もあるわけですが、かなり粗い計算ではございますが、今現在登録されている全てのものが一遍に新しい税率に変わったというようなことで考えますと、やはり200万円ほどの増収ぐらいにとどまるかなと、これについては重課の部分は入ってございませぬけれども、200万円程度の増額になってくるかなという推測でございまして、一応このような形で回答ということにかえさせていただければと思います。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

私の質問の中に、地方財政危機打開、これは地方自治において、大きな観点であるわけですね。国がどんどん安倍政権に伴って、いろいろ規制改革を含めて出されてきていると。こういう形で出されてきますと、本当に開成町として地方財政の危機をどうしていくのか、大きな課題になっていくかと思うんです。やはりこういったものについては、国に対して言うことはきちんと言わなきゃいけない大きな観点があると私は思っているんですね。

それで町長の今回の提案に当たって、どんな形で、地方税法の改正を受けとめているのか、もしお答え願えれば、ありがたい。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

法人税割に関しては、特にこれは県の町村会も含めて、国に問わなきゃいけない部分だと思っています。我々の税金が国に持って行かれてしまう。それが返ってくる可能性はわからない。これは問題だと思っています。軽自動車税のほうは、やはり町にとっては少しアップになる部分ではありますし、もともと軽自動車税が、私も個人的には安いのかなという部分がありますので、これは少し歓迎している部分はありますけれども、法人税については、これは県町村会も含めて、国にまた意見を言っていかなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。いろいろな議論がされた、報告があった中での気になるところ、重課の部分でお聞きしたいのですが、軽自動車税におけるグリーン化を進める観点からということで、13年を経過したものに対しては上がるという、これはグリーン化の観点からすると上がるということは理解はするんですが、この辺、電気自動車の位置付けだとか、そういうものは今回提案されていないのですが、そこら辺は議論されたのか、今後の課題なのか。

あと13年という節目というのかな、それをとったという13年の根拠というものをお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それではお答えいたします。まず、重課の中で、13年を経過したものについては重課をしているけれども、電気自動車関係についてどうかというご質問ですが、電気自動車関係につきましては、現在のところ、開成町では特に軽減をしていくという対応はいたしてございません。今後につきましても、今のところする予定はございませんが、ただ、今後、町の政策の中で、グリーン化というものをもっと大々的に、全体で進めていこうというようなことがあった場合には、減免等の関係を考えていけたらなというふうには考えてございます。

あともう一点、なぜ13年かというご質問かと思うんですけども、こちらにつきましては、地方税法の中で13年という規定があったわけでございますけれども、ただ、その内容についての解説というのは、特に国のほうからはきてはございません。ただ、先行しております普通自動車の関係が、同じように13年という年数を使っているかと思っておりますけれども、こちらのほうから同じ年数でということの内容なのかなというふうに私としては捉えてございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

わかりました。グリーン化について、電気自動車の対応というのは減免という形で、特に税率をいじくらないで、税金の金額をいじくらないで減免でやっていくということで理解をいたしました。

今回の改定の大きなポイントというのが、自分はこれ見方が皆さんと違うのかわからないですけども、国が一律に定めた内容を、地方公共団体が実績に判断して、条例の決定権を与えたというところに大きなポイントがあって、これから地方分権の進展に向かった中で、税金、収入面ですよ。そこら辺をある意味裁量でいじかれるスタートなのかなというふうに、自分はとっているんですよ。やはりそういう部分では減免をしながら、施策の充実を図っていく。ある意味、町の施策を誘導し

ていくというところは、固定資産税の減免だとか、今回の特例措置の概要の中は該当するものはないと課長答弁ありましたが、そういうところで今後は活用がされてくるのではないかなというところがありますので、ぜひともこういう条例改正をしたときに、先ほど一般質問じゃないですけども、周知徹底をした中で誘導していく。ただ、今回の条文をいじくっただけで、上がりました、入りましたという流れではなくて、これを契機に、まちづくりの一環の中に利用した中で、税条例の改正をうまく利用していってもらったほうが、より有効ではないのかなと思いますので、ぜひそこら辺は頭の中に入れて、まちづくりを進めていってほしい。

また、この増税の200万アップ、粗々とは言っていましたが、アップした部分を有効に、下がった分の補填ではなくて、その200万入ってきた部分を道路環境を整えるという部分の中で使っていってほしいなと思うところがあります。ぜひ、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございませんか。答えますか。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

ただいまの山田議員のご指摘等、大変ありがたいと思います。

ただ、私が先ほど答弁させていただいた内容の中で、電気自動車につきましては、今のところ条例どおりの税率でいくということで、特に減額というものは考えてございません。今後、政策的なものがもし変わってきた場合には、減免という方法もあるかなというところで答弁をさせていただいたつもりでありましたので、その辺もう一度重ねて答弁のし直しといたしますか、お答えをさせていただけたらと思ひまして、今、発言させていただきました。

以上です。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。結論的にはやらないという結論の返事だと思うんですが、今回の提案の中で、グリーン化を進めると言っているわけだから、そういうところに配慮した中で検討はしていくべきではないのかなと思いますので、それだと町民の理解も得られなくなりますので、こういうことではしょうがないなという、自然を守るためには、13年以降の車に対しては課税が上がるというのは、しょうがないという理解がある部分は皆さん持っているは思うんですが、それは政策面の中では、水力発電とか、自然エネルギーを打ち出している町ですから、グリーン化を促進するという意味では有効なので、ぜひともそれは検討していただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（小林哲雄）

1番、菊川敬人議員。

○1 番（菊川敬人）

1 番、菊川です。関連するのですが、グリーン制度について、今回は車を対象とした形で将来的には減免という形も考えていくような答弁でありましたが、CO₂の削減等から鑑みて、京都議定書もあるわけですが、例えば、固定資産についても、グリーン制度というのが導入されるべきかなと私は感じたんですが、車だけじゃなくて、固定資産等に、例えば太陽光発電とか、というものを設置することによって、CO₂の削減が図れるわけですが、グリーン制度としては、一つの大きな制度として見たときには、その辺のところも固定資産等については、考えられないんでしょうか、今後のことであります。

○議長（小林哲雄）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

ただいま菊川議員のご質問でございますが、税というもの、地方税でかなり厳格に規程がございます。この中で特に特例的に、固定資産税を減額していくということにつきましては、それなりの理由というものが必要になってこようかと思えます。地方税法の中で定められました、税率以外の税収というものをとっていく場合には、やはりこれは国のほうから見ますと、ここの自治体はそれだけ、税金を割り引いてもやっていける自治体なのかなという解釈もされるところでございまして、今後、これは財政当局との兼ね合いもあると思えますけれども、今、現時点で我々のほうでは、地方税法で規定された特例、あるいは減額等については、今のところ考えはないというところで、お答えはさせていただければと思います。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第23号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立多数によって、可決いたしました。

暫時休憩といたします。再開を13時30分といたします。

午後12時12分